

長野県森林づくり県民税による

森林資源の利活用に向けて

～里山整備利用地域制度の概要～



長野県

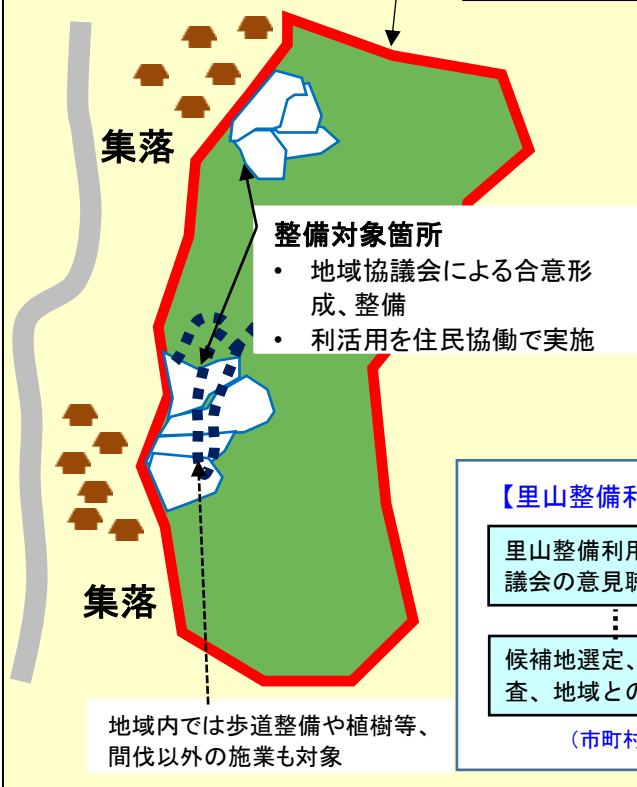
住民等による利活用のための里山整備の推進

里山と地域の関係性を再構築し、地域の主体的な里山の整備・利用を推進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」において、森林づくり県民税を活用した地域の主体的な取組を支援します。



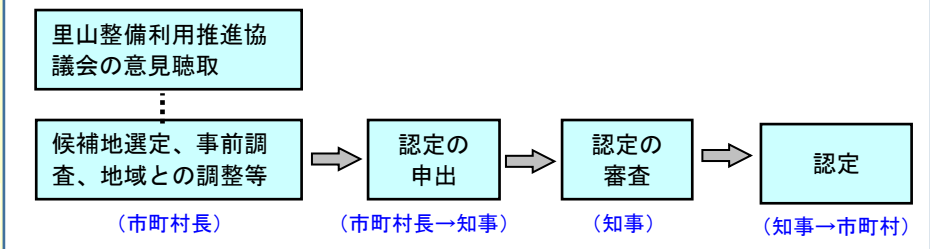
里山整備利用地域とは

里山整備利用地域



- ・ 地域住民等が自発的な活動をしようとする里山を長野県ふるさとの森林づくり条例に基づき、市町村長の申出により県知事が地域認定
- ・ 地域住民等は、地域協議会を立ち上げ
- ・ 県は、自立的・持続的な活動に向けた支援を実施（教育、観光、福祉等多様な分野との連携を促進）
- ・ 地域協議会に参画している森林組合等による効率的な森林整備も可能

【里山整備利用地域認定のながれ】



里山整備利用推進協議会～多様な方々の参画による地域の里山づくり～

【里山整備利用推進協議会】

地域の実情に応じ、森林所有者や地域住民、市町村、関係団体、企業、ボランティア、教育機関の関係者などを構成員とした「里山整備利用推進協議会」を組織します。

【認定の要件】

- ・ 対象森林面積が5ha以上
- ・ 密接に関係する集落が存在
- ・ 地域住民等による自発的な活動を行うための体制
- ・ 里山の整備及び利用を推進する活動
- ・ 継続的な活動



里山整備利用地域の認定までの流れ

まずは相談

里山を利用して活動したいことがあれば、地域振興局林務課又は市町村の林務担当部署にまずはご相談ください。里山整備利用地域の認定に必要なポイントをお伝えします。(連絡先は最終面をご覧ください。)



里山整備利用推進協議会の設立

地区説明会で関係者への合意形成を図ります。地域の理解が得られたら、関係者で「里山整備利用推進協議会」を設立します。

自治会やNPO団体など、既存の団体が受け皿になることも可能



【里山整備利用推進協議会の設立に必要なもの】

- ・規約
- ・会計（既存の団体が受け皿になる場合は、会計を区分することが必要です）
- ・構成員名簿、役員

市町村に認定の申出を依頼

里山の整備・利用の内容、場所などを決めて、市町村に認定の申出を依頼します。市町村から県に認定申出が行われます。

市町村

認定申出

県

【認定申請に必要な事項】

- ・地域名、位置
- ・申出の地域と密接に関わる集落名
- ・面積
- ・森林の現況等
- ・整備、利用の方針
- ・里山整備利用推進協議会の概要（名称、構成員、活動計画等）

里山整備利用地域の認定

県は、里山整備利用地域への認定を市町村に通知し、公表します。

県

認定

市町村

県HPで公表



里山整備・利用活動を実施

※里山整備・利用活動を実施する際には森林所有者と活動団体、県の三者による協定が必要です。

里山整備利用地域における様々な取組（例）

みんなで支える里山整備事業

里山整備利用地域では、地域の特徴に応じ、様々な森林づくりが支援対象となります。

人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐（搬出を含む）、更新伐、森林作業道整備、付帯施設（鳥獣害防止施設等整備）、つる切り、修景林間整備（枯損木除去を含む）、竹林整備、簡易作業路開設



地域協働による里山の利活用

古くから地域が共同で利用していた里山を活用し、地域の絆を深めるため、地域住民が自ら里山の整備を実施。

里山整備利用地域活動推進事業

指導者の謝金・旅費、傷害保険料、燃油代、テキスト購入・印刷費、会場使用料、通信費、消耗品費（杭、テープ、ヘルメット、手袋、のこ切り等）など



災害に強い森林づくり

地域の生活に密接な関係のある里山を自らの手で守ろうと、災害に強い森林づくりを地域ぐるみで実施。

里山整備利用地域活動推進事業

指導者の謝金・旅費、傷害保険料、燃油代、賃借料（車両借り上げ）、テキスト購入・印刷費、通信費、消耗品費（杭、テープ、ヘルメット、手袋、のこ切り等）など
（苗木代等を含む植栽や間伐等の森林整備は「みんなで支える里山整備事業」の支援対象）



薪による里山資源の利活用

里山の資源を薪として循環利用し、地域に販売収益を還元することで、森林所有者の意欲を喚起。

里山整備利用地域活動推進事業

指導者の謝金・旅費、傷害保険料、燃油代、賃借料（薪割り機、ウインチ等）、テキスト購入・印刷費、通信費、消耗品費（杭、テープ、ヘルメット、手袋、のこ切り等）など
（原材料となる立木の伐採を含む森林整備は「みんなで支える里山整備事業」の支援対象）



森林の観光利用

森林セラピーや森林体験活動と地域の観光業を組み合わせ、地域の魅力向上による地域振興を展開。

里山整備利用地域活動推進事業

指導者の謝金・旅費、傷害保険料、燃油代、委託料(歩道等の維持)、簡易な案内板、パンフレットの作成、巨樹・古木の保存活動(薬剤、樹名板、簡易な柵の設置等)、通信費、消耗品費(杭、テープ、ヘルメット、手袋、のこ切り等)など



特用林産の生産・栽培

炭の生産やきのこ・山菜等の栽培に里山を利用し、地域資源を活かした副業的な取組を展開。

里山整備利用地域活動推進事業

指導者の謝金・旅費、傷害保険料、燃油代、テキスト購入・印刷費、炭焼き・きのこの栽培活動(窯の加工、原木、種駒、ドリル、プランター、遮光ネット、収穫・保存用品等)、通信費、消耗品費(杭、テープ、ヘルメット、手袋、のこ切り等)など



森林環境教育の推進

里山の多様性を活かした教育や子育てにより、学びの質の向上と地域への愛着を持った人材を育成。

里山整備利用地域活動推進事業

指導者の謝金・旅費、傷害保険料、燃油代、テキスト購入・印刷費、森林環境教育活動(教育用キット、林内活動用具(ロープ、ネット等))、通信費、消耗品費(杭、テープ、ヘルメット、手袋、のこ切り等)など

里山整備利用地域活動推進事業

上記活動のほか、里山整備利用推進協議会が行う地域内の資源把握のための現地調査(賃金、委託料、消耗品費等)、里山整備利用計画の作成(指導者謝金、印刷費等)、協議会の運営経費(会場使用料、通信費、消耗品、印刷費)等も支援対象



【里山整備利用地域の認定】

1 里山整備利用地域の認定にはどれくらいの面積が必要か

継続的に森林の利活用を図るためには、一定程度の面積が必要との考え方から、長野県ふるさとの森林づくり条例事務取扱要領第33では、「5ヘクタール以上の一団の森林」を対象とすることにしています。

ただし、地形や森林の状況などのやむを得ない理由により5ヘクタール以上の面積が確保できない場合は、5ヘクタール未満でも認定を行うことにしています。

2 認定を受ける森林が離れていても（飛び地等でも）いいのか

認定地域は、連続する一団の森林が望ましいと考えていますが、地形や森林の状況などで一団の森林を対象とすることが困難な場合は、活動推進主体が一体的に整備及び利用できる範囲であれば、飛び地になっても差し支えありません。

3 認定の申出にあたり、森林所有者から同意を取得する必要があるか

認定の申出の時点で森林所有者の同意は必要ありませんが、地域の理解を得ておく必要があります（例えば、自治会役員などの地域の主な関係者）。

なお、具体的な里山の整備及び利用に係る活動を行う場合には、その活動を行う森林において、里山整備利用協定（所有者、整備・利活用団体、地域振興局の三者協定）を締結することが必要になりますが、この協定については、地域認定後、実際の活動を行うまでに締結いただければ結構です。

4 認定地の全てを整備や利用の対象としなければならないか

認定地域の全てで整備や利用を行う必要ありません。認定地域の一部の森林で中心的な活動を実施するなど、地域の実情に合わせて整備や利用活動を実施していただければ結構です。

5 市町村一円を認定地域とすることはできるのか

広範囲の面積で里山整備利用地域の認定を行う場合、多様な団体に関わることで、相互連携による相乗効果も期待できますが、管理が行き届かないことが懸念されるような大きな面積の認定は想定していません。

このため、地域の主体的な里山の整備及び利用が可能な範囲として、関係者の「顔の見える関係」である小学校区単位程度を上限とすることが望ましいと考えています。

【里山整備利用推進協議会】

1 里山整備利用地域の認定には必ず協議会の設立が必要なのか

条例等による義務ではありませんが、地域が主体的に里山の整備及び利用を進めるためには、自ずと必要になる組織だと考えています。

なお、森林づくり県民税を活用した事業を実施する場合は、全体計画の作成や事業主体となるために里山整備利用推進協議会を設立することが必要です。

2 協議会は自治会や既存の任意団体などが担ってもいいのか

認定地域に係る関係者が参画できる仕組みであれば、自治会や生産森林組合、森林ボランティア団体等が受け皿となることも可能です。

この場合、母体になる既存の団体とは別に規約や会計等を整備しておくことが必要です。

3 協議会の設立に必要なものは何か

規約、会計、構成員、役員をあらかじめ決めておくことが必要です。設立にあたって、市町村や県に対して行う手続等はありません。

4 構成員の所属や人数に条件はあるのか

特に定めはありませんので、地域の実情に応じて決定してください。

なお、できるだけ多くの関係者に参画いただけるよう配慮をお願いします。

「里山整備利用地域」では、様々な活動で支援事業を活用いただくことができます。

事業名・事業区分	事業実施主体	補助率	事業内容
里山整備利用地域活動推進事業	里山整備利用推進協議会	10/10以内	活動推進主体が行う地域活動等への支援(里山整備利用地域に認定されることが確実な場合は、認定前でも活用が可能) 【想定される事業例】 ・区域調査、研修会・説明会、計画作成 ・森林を利用した地域活動等 (講師謝金、賃借料(車両借り上げ等)、傷害保険料、燃油代、テキスト購入、林内活動用具、印刷費、苗木、通信費、その他消耗品費) 【留意点】 ・支援期間は最長3年間
里山資源利活用推進事業	里山整備利用推進協議会	3/4以内	活動推進主体による資機材の導入等 【想定される事業例】 ・チェーンソー、薪割り機、簡易ウインチ、チップパー、移動式トイレ等 ・林内歩道 【留意点】 ・支援は1回のみ ・上限は補助金1,125千円(事業費1,500千円)
里山整備利用地域リーダー育成事業	県	-	里山を管理・利用する地域活動のコーディネーターや技術指導等を行う人材、地域の里山を維持管理する人材を育成 【想定される事業例】 ・地域リーダー育成のための研修会等の実施 ・安全講習会のための講師派遣等
みんなで支える里山整備事業	市町村、森林組合、林業事業体、NPO法人等	9/10以内	特用林産物の生産振興や環境学習等の里山の多面的な機能の活用を図るための間伐等 【想定される事業例】 ・間伐等の森林整備 ・松くい虫被害跡地などでの地域が主体的に行う植栽等 ・鳥獣被害対策としての緩衝帯の整備 ・ボランティアによる森林整備活動 【留意点】 ・1施行地0.1ha以上 ・里山の利活用、皆伐等を制限する10年間の協定が必要 ・同一施業への支援は1回のみ
地域で進める里山集約化事業	地域協議会、自治会組織、森林整備委員会、生産森林組合、森林組合等	定額	里山の小規模個人有林等の森林整備を進めるため、森林所有者からの施業同意取得等の条件整備を支援 【想定される事業例】 ・森林所有者の施業同意取得 ・施業地の境界の明確化 【留意点】 ・条件整備後最長5年以内に森林整備を実施すること ・1施行地0.1ha以上

里山整備利用地域に関することは、県庁森林政策課又はお近くの地域振興局林務課まで、お気軽にお問い合わせください。

所属	連絡先
県庁森林政策課企画係	tel : 026-235-7261 Fax : 026-234-0330 E-mail : rinsei@pref.nagano.lg.jp

地域振興局林務課（普及係又は普及林産係）			
佐久	0267-63-3154	木曾	0264-25-2225
上田	0268-25-7138	松本	0263-40-1928
諏訪	0266-57-2920	北アルプス	0261-23-6522
上伊那	0265-76-6825	長野	026-234-9523
南信州	0265-53-0425	北信	0269-23-0216

詳しくお知りになりたい方は御相談ください。地区説明会にも伺います。